

# 昭和戦前期、府県議会における教育論議

## ——京都府議会の場合——

奥 田 修 三

- I はじめに
- II 京都府一議会構成・教育予算・中等学校状況
- III 府議会における教育論議
  - 1 中等学校入学難問題
    - (a) 各年の論議内容
    - (b) 論議内容の特徴
  - 2 無産党議員の教育論議
  - 3 私学補助問題
  - 4 夜間中学設置問題
  - 5 師範学校一部、二部問題
  - 6 「決戦体制」下の教育論議
- IV 結び—府議会教育論議の歴史的意味

### I はじめに

1) 近代日本の教育史、とりわけ学校教育の歴史において、昭和戦前期は、昭和6年（1931）以降の「戦時体制」期、昭和16年（1941）以降の「決戦体制」期を通して、教育の軍国主義化と、直接戦争への教育動員が強行されたこと、そして最後には、学校教育そのものが解体させられたことが、最大の特徴として把握することができる。

この小論では、昭和戦前期の中等教育の問題にかかわって、標題の検討を行うが、中等教育においては、大正14年（1925）4月の陸軍現役将校学校配属令の制定公布により、本格的な軍事教育が実施された。大正15年（1926）の青年訓練所令は、直接に中等教育と軍隊教育との結合をはかったものであるが、昭和期には、「十五年戦争」の開始とともに、侵略主義と天皇制ファシズムの方向に、教育の体制、内容、方法が改編され、昭和18年（1943）の中等学校令に

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

よって、「皇國ノ道ヲ修練セシメ國体ニ對スル信念ヲ深メ至誠尽忠ノ精神ニ徹シメル」（1943年3月2日、文部省令中等学校規程）ことがめざされた。修学年限が短縮されて、中等学校生徒の戦力化、労働力化が強要され、最後は授業停止に至ったことは周知のことである。

2) 上のような戦時下教育の進行と重なるのであるが、昭和戦前期の中等教育の展開に関しては、中等諸学校の拡大と同時に中等学校入学難問題一入試問題一をあげることができる。<sup>1)</sup> 大正7年（1918）の高等学校令、大正8年（1919）の中学校令改正、大正9年（1920）の高等女学校令改正、さらに昭和4年（1929）の文政審議会答申による改正などで、中学校・高等女学校・実業学校という昭和戦前期の中等学校制度が整備された。中学校教育は高等普通教育の下位の教育機関で、初等教育につづく教育段階として定着し、大正末から昭和初期を通して、中等教育の普及がすすみ、第1表のように、中等学校数および生徒数の顕著な増加をみた（学校種別により増加のちがいがある）。

第1表 中等各学校 校数・生徒数増加状況

	全 体		中 学 校		高等女学校		実 業 学 校	
	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
1917 (大正6)	1,314	370,539	329	153,891	395	109,857	590	106,791
1935 (昭和10)	2,784	1,150,470	557	340,659	974	412,126	1,253	397,678
増 加 率	2.12	3.11	1.70	2.32	2.50	3.76	2.12	3.73

『日本近代教育百年史』五「学校教育」(3)、162ページ。

こうした中等教育の普及は、高等教育の拡張とあいまって、中等教育の高等教育への従属化とともに様々な問題を発生させた。高等学校入学資格が中学校第4学年修了としたことは、中学校教育の準備教育化に拍車をかけることになり、また高等教育機関の拡張はそれへの進学意欲を増大させ、中学校卒業者の受験浪人化率を増加させた。昭和6年（1931）の中学校での課程分化（第一種、第二種）も、第二種課程は成績不振者の学級とされた。このように中等教育の拡大のなかでの矛盾が昭和戦前期を通して継続した。<sup>2)</sup>

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

3) 中等教育機関の拡大は、第一次世界大戦後の日本の資本主義発展とともに入学志願者の著しい増加に対応したものである。中等学校の増設、中等学校定員制限の緩和方式によって、前表のように中等学校生徒収容力が増加した。しかし第2表にみるように志願者増に及ばず、大正期から昭和戦前期には中等学校入学難問題が解消しなかった。全体の収容力不足の問題だけでなく、入試問題を深刻化させていたものは、中等学校間の格差によるものでもあった。中学校と実業学校との間の正系、傍系の制度的格差、中学校間の「高等教育機関への進学実績をもとにした社会的評価の序列化」、また「大都市における進学有名校、地方の名門校とその他の学校間、公私立間の格差進行、高等女学校と実科女学校の序列と格差など」が「重層的に存在し、これが中等学校入試問題を複雑なものにしていった」。<sup>3)</sup>

第2表 中学校・高等女学校志願者・入学者数

	公私立中学校			公私立高等女学校		
	志願者	入学者	%	志願者	入学者	%
1916 (大正5)	71,194	36,993	48.47	35,002	20,469	58.48
1920 (々9)	122,300	47,212	38.60	83,070	34,688	41.76
1927 (昭和2)	145,064	78,753	54.25	145,333	81,378	55.99
1929 (々4)	121,956	79,579	65.29	130,799	84,060	64.27
1930 (々5)	107,583	74,842	69.57	125,494	82,087	65.00
1933 (々8)	117,583	75,140	63.91	147,468	89,384	60.61
1935 (々10)	137,567	80,421	58.46	164,836	97,250	59.00
1938 (々13)	183,731	92,079	49.78	211,110	121,840	56.32
1940 (々15)	221,225	112,800	50.77	246,447	144,443	59.49
1943 (々18)	312,903	155,413	49.66	339,496	205,874	60.64
1944 (々19)	281,986	153,134	54.30	351,076	201,378	57.36

各年『文部省年報』による。1938年以降、中学・高女とも官公私計、1943年以降官公昼夜計。

大正後半期以降、中央、地方において中等学校入試問題打開の世論が高まり、昭和期になり、文部省ではいくたびか、中学校令施行規則改正という形で、つぎのように入試方法の改革を行った。

昭和2年(1927)11月通牒「中等学校試験制度改革ニ関スル件」。準備教育が小学校生徒の「心身ノ発達ニ悪影響」を与え、「国民教育精神ニ背戾シ、

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

小学校教育ノ本旨ヲ没却スルニ至」るおそれがあるとして、学科の筆記試験の廃止、選抜は小学校の内申を基礎に、人物考査と身体検査とによって行う。人物考査は主とし、口頭試問の方法による。

昭和4年（1929）11月通牒。人物考査は口頭試問の方法によるが、筆答試問の方法を加えることができるとした。

昭和10年（1935）2月通牒。人物考査のために行う口頭試問又は筆答試問の問題範囲は「小学校ノ教科ニ基キ、其ノ範囲ヲ超エザルモノ」を選定すること。

昭和14年（1939）9月通牒。「国民ノ基礎的鍊成ヲ行フベキ」小学校教育の本旨が、準備教育によって歪曲されているとして、内申書、人物考査、身体検査の「三者綜合判定」による選抜方法をきめた。

昭和16年（1941）11月通牒。「三者綜合判定」を堅持しつつ、重点を学区制<sup>4)</sup>および総合考査制の実施を考慮することとした。

以上のごとく度重なる選抜制度の改正が行われたが、これらは学校間格差の是正、生徒収容数の増加によって入試激化問題を解決していく方向ではなく、中学校、高女校への志願者の集中を封じ、高等小学校や実業学校への進学を奨めることなど、進路指導の強化、過度の受験競争と準備教育を排除するための入学選抜方法の改善をめざしたものである。しかしこうした選抜方法の改善のみでは問題は解決せず、ために度重なる改善通牒にならざるをえなかった。このような入学難、入試問題に対して、中等学校の設置者である府県の議会では、どのような対応を示したのかをみていただきたい。

4) ここで府県と中等学校の関係をみておきたい。周知のように明治27年（1894）の高等学校令、明治32年（1899）の中学校令（高等女学校令、実業学校令）の公布（再改正）により、以後大正から昭和戦前期に至る中等学校制度の基本が確立された。この明治32年（1899）の両学校令（中学校令、高等女学校令）によって、(1)道府県を公立中学校、高等女学校の主たる設置主体として、その設置を義務づけ、(2)設置者負担を第一原則、受益者負担を第二原則（授業料徴収）として、国庫補助ないし負担は考慮されないという経費調達方式が、制度的に確立された。このような中等教育財政構造はそれ以後、定着、

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

固定化された。<sup>6)</sup>

また明治19年（1886）の師範学校令および明治30年（1897）の師範教育令によって、小学校教員養成機関として、師範学校を各府県に1カ所を設置し、府県財政で経営することが確立された。実業学校も明治32年（1899）の実業学校令によって整備され、明治27年（1894）施行の実業教育費国庫補助法による補助はあるが、府県費支出によって維持された。以上のように、小文で扱う昭和戦前期では、「設置者負担の原則」により高等教育経費は国が、中等教育経費は府県段階で、初等教育経費は市町村段階で、負担するものとされた。<sup>7)</sup>

5) 周知のように、戦前日本の地方制度は明治21年（1888）の市制、町村制、明治23年（1890）の府県制、郡制公布によって整えられたが、極端な中央集権的、官治的色彩が強かった。明治32年（1899）の府県制、郡制の、大正10年（1911）の市制、町村制の改正で、選挙権の拡大、大地主互選制の廃止、大正15年（1926）普通選挙制採用などで、次第に自治権が強められたが、反面、国の委任事務が激増して、地方財政を圧迫し、実質的な自治の拡大がはばまれた。府県知事は内務大臣の指揮監督をうける「勅任官」（勅命で任免される官吏）で、府県議会に対して大きな権限を有する内務官僚として、大きな力をふるった。昭和初期の政党内閣の時代には、内閣更迭のたびに異動させられた。<sup>8)</sup>

教育行政もまた、教育立法の勅令主義（命令主義）とともに、中央集権的性格を強くもった。明治4年（1872）文部省創設以来、教育事業は「国ノ事務」とされ、小学校設置義務を課せられている市町村長は、「国ノ教育事務」を委任されて、執行するにすぎないという、文部省一府県の統轄、という中央集権的教育行政機構が確立されていた。しかも教育行政は、中央の文部省を除いて、一般行政機構を通じて実施せられ、内務官僚が掌握した府県学務部が、村長、教師を指揮監督した。教育行政は国家が主体となって行う行政作用の一部であり、教師の教育実践は、それを末端で具体化するものであるとされてい<sup>10)</sup>た。

このような国家主義、官僚主義教育行政でありながら、教育財政については、さきにみたように、設置者負担主義がとられ、国による教育費支出は高等教育のみであった。このような地方制度、教育行政・財政制度の下におかれて

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

いた、昭和戦前期の、地方議会—京都府議会—のなかで、中等教育に関して、どのような論議が展開されていったか、その具体的な内容を検討し、その歴史的意味を明らかにしたい。

### Ⅱ 京都府一議会構成・教育予算・中等学校状況

1) 次章では府議会会議録で、教育関係討論をみていくが、知事の予算案説明や答弁も、いくつかとりあげるので、昭和戦前期における知事在職表をかかげておく。戦前の知事の基本的性格についてはさきにふれた。官選知事であり、昭和7年(1932)の大義毅内閣(政友会)までは、いわゆる政党内閣の時代であり、政友、民政の内閣交替ごとに知事も両系に更迭した(政党知事)。爾後の政党と官僚の協力、中間内閣、軍部協力、あるいは軍部内閣など敗戦までしばしば交替するが、知事もまた官僚知事として交替を繰返した。昭和戦前期14人の知事中、在職期間は最長2年7月、最短3月、平均1年3月であった。<sup>11)</sup>

2) 普選による最初の府県議会の選挙は、昭和2年(1927)9月に施行された。以後、昭和6年(1931)、昭和10年(1935)、昭和14年(1939)と、昭和戦

第3表 京都府知事在職表

就・離任年月	在任期間	知事氏名	特徴
昭2.4～2.6	3月	杉山四五郎	政友系、官僚
2.6～4.7	2年	大海原重義	政友系、同上
4.7～6.10	1年4月	佐上信一	政友系だが民政にもよし、同上
6.10～7.1	4月	黒崎直也	民政系、同上
7.1～7.6	6月	横山助成	政友系、同上
7.6～10.1	2年7月	斎藤宗宣	政友系、同上
10.1～11.4	1年3月	鈴木信太郎	中間的、同上
11.4～14.3	3年	鈴木敬一	内務官僚、(政党色なし)
14.4～15.3	1年	赤松小寅	同上
15.4～16.1	9月	川西実三	同上
16.1～18.7	2年6月	安藤狂四郎	同上
18.7～19.4	10月	雪沢千代治	同上
19.4～20.5	1年1月	新居善太郎	同上
20.6～20.10	5月	三好重夫	同上

『京都府議会史』昭和時代による。特徴づけもこの書による。

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

前期には、4回の通常府会選挙が行われた。昭和16年（1941）2月には、戦時体制強化のためとして、衆議院、府県議会、市町村議会議員の任期一年延長措置がとられ、さらに昭和18年（1943）6月改正の府県制実施（地方議会の権限の縮小）に関連して、任期延長案が可決されて、昭和戦前期には上記のように4回しか選挙は実施されなかった。

4回の京都府議会議員選挙の各派当選者数を表示すると、つぎのようである。

第4表 各年京都府議会選挙各派当選者数

		政友	民政	実同	無産党			明倫	京民	中立	無所属	計
					労農	労大	社大					
1927 (昭和2)	市部	5	4	2	2						6	19
	郡部	13	6								3	22
	計	18	10	2	2						9	41
1931 (昭和6)	市部	6	15			1					3	25
	郡部	9	7								2	18
	計	13	24			1					5	43
1935 (昭和10)	市部	4	11				2			8		25
	郡部	11	5							2		18
	計	15	16				2			10		43
1939 (昭和14)	市部	2	14				3	4	1	3		27
	郡部	6	7							5		18
	計	8	21				3	4	1	8		45

『京都府議会史』昭和時代による。

上表にみられる府議会の状況について、二、三の説明をしておきたい。

- ① 昭和2年（1927）選挙では定数41のうち市部（2区）19に対し郡部22で郡部選出数が多い。昭和6年では、いわゆる三部制が撤廃され、合併で市域拡張により定数2増の43のうち市部（7区）25と郡部18となっている。昭和10年（1935）改選は現状のままであったが、昭和14年選挙には、市部で定員2名が増やされて、定数45名となっている。

② 府会構成の各会派について、政友会は郡部で強く、民政党は昭和2年（1927）を除き、市部で政友会を圧倒し、昭和2年（1927）を除き、全体として府会の最多会派になっている。無産政党は、労農党、労農大衆党、社会大衆党と変化はあるが、市部で2～3名が当選している。明倫会、京都民政党などは、保守派の対抗のなかで分れた府会会派である。あとでみると、教育論議ではこうした政党会派による発言内容の差違は、無産政党議員に特徴がみられるが、政友派、民政派やその他によるちがいがみとめられない。地方議会のなかでは選出地区（市部と郡部、郡部のなかでは、丹後と山城）のちがいによる問題のとり上げ方の相違がむしろ顕著である。

3) 昭和戦前期における京都府の歳出予算の規模・状況を、第5表に、昭和3年（1928）、昭和11年（1936）、昭和17年（1942）、昭和19年（1944）の4ヵ年分を示した。いくつかの点を検討しておこう。

昭和3、11、17年の経常、臨時をふくめて、歳出合計は538万円、1,446万円、2,949万円で昭和19年（1944）は4,171万円となっている。費目のなかでは、府職員費、警察費、勧業費のびは大きい。昭和17年の国民学校職員費は、同年度より義務教育費は府県支弁とされたために新たに計上されたものである。経常・臨時ふくめた歳出における教育費の割合は、昭和3年（1928）24.9%、昭和11年（1936）23.6%、昭和17年（1942）31.3%となっている。府予算における教育費は後にみるように主として、中等学校経費である。昭和17年（1942）の增加は義務教育費が府県支弁となつた関係からである。<sup>13)</sup>

この小論では、次節の府議会における教育論議の分析が主題であり、府の行財政そのものの分析を目的としていない。しかし財政は議会論議の直接の背景になっているので、あわせて昭和戦前期の地方財政の特徴点にもふれておきたい。<sup>14)</sup> 第1は昭和4年（1929）の世界恐慌、5年（1930）の農村恐慌に対応して、昭和7年（1932）以降の時局匡救事業、農山漁村経済更生運動の展開により、多額の国費、地方費が支出されたが、これは中小地主や自作農を準戦時下の天皇制的な国民統合化政策に組みこむことをめざしたものであった。第2はこのため国政委任事務が増大し、その経費は、昭和9年（1934）では府県経費の74%、市町村では42%、地方費全体の52%を占めるに至っている。地方自治体と

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

第5表 京都府歳出予算（当初、経常・臨時）

		1928 (昭和3)	1936 (昭和11)	1942 (昭和17)	1944 (昭和19)
経常	神社費	円 2,687	円 9,087	円 11,963	円
	会議費	11,387	42,921	66,452	
	府職員費	181,241	428,133	661,702	
	警察費	366,174	2,937,261	3,819,043	
	警察庁舎修繕費	2,337	2,070	24,238	
	土木費	98,764	467,005	521,977	
	教育費	1,225,088	2,529,061	3,341,376	13,434,122
	国民学校職員費	—	—	5,400,787	
	衛生及病院費	68,070	240,463	656,348	
	勧業費	171,130	935,960	1,877,785	
	社会事業費	31,727	523,043	716,368	
	都市計画事業費	44,872	44,137	83,051	
	史蹟保存費	12,384	23,052	15,725	
	府庁舎修繕費	1,800	—	9,403	
	他(略)	(略)	(略)	(略)	
計		2,250,235	8,563,169	17,597,193	29,813,822
臨時	土木費	60,211	919,931		
	教育費	52,099	33,790	386,942	1,655,935
	教育補助費	64,924	69,340	54,874	
	教育費	—	792,195		
	本年度支出額				
他(略)		(略)	(略)	(略)	
計		3,130,639	5,901,317	11,900,745	11,897,822
総計		5,380,874	14,464,486	29,497,938	41,711,644

『京都府議会史』—昭和時代資料—（昭和29年）（空欄は款項の違いもあり、記入略）

しての経費が大きく圧迫された。第3に昭和15年（1940）の地方税制改革によって一層直線的・集権的な地方行政機構が確立され、これによって政府は末端まで戦争政策の浸透をはかった。このことは同時に地方自治体が自治体としての性格・機能を失い、全く国の下級行政機関とさせられたことを意味した。<sup>15)</sup> 第4は戦時下の地方財政は大部分戦争関係費（重要物資増産施設費、軍事援護費、銃後施設費、防空費など）にあてられ、昭和16年（1941）以降それが激増

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

第6表 教育費予算（経常・臨時）

		1928 (昭和3)	1936 (昭和11)	1942 (昭和17)
経常	師範学校費	円 250,887	円 122,161	円 240,383
	女子師範桃山高女校費	138,767	104,533	204,902
	中学校費	457,821	461,959	598,709
	高等女学校費	273,564	263,820	395,097
	実業学校費	—	206,233	283,785
	女子専門学校費	42,685	49,857	51,547
	盲学校費	—	31,041	32,991
	聾学校費	—	33,307	38,230
	夜間中学費	—	11,910	31,484
	青年学校教員教養所費	—	4,108	34,718
	図書館費	31,496	32,170	34,202
	桃山道場費	—	—	7,088
	学事諸費	15,083	11,172	34,664
	社会教育費	14,793	12,585	45,306
	恩給費	—	1,183,844	1,229,261
	共済組合施設費	—	—	70,049
計		1,225,088	2,529,061	3,341,376
臨時	教育費	師範学校建築費	4,020	—
		女子師範建築費	7,800	—
		中学校建築費	38,499	31,900
		高女校建築費	1,780	—
		夜間中学照明費	—	1,890
		盲学校建築費	—	1,600
計		52,099	33,790	386,942
教育補助費	教育補助費	小学校教員住宅費補助	3,814	—
		私立学校補助	20,000	20,000
		実補校補助	17,110	2,760
		青年学校補助	24,000	46,580
		計	64,924	69,340
				54,874

『京都府議会史』一昭和時代資料一による。

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

第7表 京都府各学校状況

		1928 (昭和3)		1935 (昭和10)	
小学校	校 数 (本・分校計)	441校		463校	
	学 齢 児 童 数	223,064人		234,740人	
	教 員 数	2,824人		3,936人	
師範学校	府師範	一部学級数	19	10	
		二部学級数	2	3	
		生徒数	745人	364人	
	女子師範	一部学級数	9	6	
		二部学級数	1	3	
		生徒数	332人	195人	
	志願者	一 部	703	342	
		二 部	753	430	
	定員	一 部	240	80	
		二 部	120	80	
中学校		公 立	私 立	公 立	私 立
	校 数	8	6	9	5
	生徒数	5,978人	3,264人	6,495	2,103
	1年志願者数	1,769	837	2,223	641
	1年入学者数	1,349	610	1,508	527
高等女学校		公 立	公立実科	公 立	公立実科
	校 数	10	1	9	2
	生徒数	6,489	56	3,336	7,342
	定員生徒数	7,000	100	4,100	527
	1年志願者数	2,136	36	1,311	2,812
	1年入学者数	1,446	33	917	1,630
実業学校		公 立	私 立	公 立	私 立
	校 数	12	4	14	6
	生徒数	4,754	744	6,228	2,929
	1年志願者数	1,822	522	2,650	1,310
	1年入学者数	1,263	291	1,735	952

各年『京都府統計書』による。

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

し、戦争関係以外の行政、施設は大幅に圧縮された。それにより地域住民の生活の低下と地方経済の消耗に拍車を加えた。<sup>16)</sup>

4) 以上のような京都府歳出予算のなかでの、教育費の占める割合はさきにふれたが、教育費の中味について、第6表をかかげておこう。

すでに述べたように、府が設置主体である中等諸学校、師範学校の経費が府の教育費の大部分を占めている。これらは経常費中昭和3年度（1928）は91.5%、昭和11年度（1936）は46.2%、昭和17年度（1942）は52.9%を占めている。臨時費もこれら中等諸学校の建築費などが主要部分である。のちに述べるように府議会内での、入学難解消のための、中学校などの増設、学級増などの問題論議がこれらの予算をめぐって行われている。また私立学校補助費はついに昭和戦前期には2万円以上に増やされなかったことも論議のなかで出てくる。教育関係予算では、師範学校の国立移管や小学校教育費の府県支弁とともに変化があるが、ここでは、中等学校費の推移を示すことにとどめた。<sup>17)</sup>

5) つぎに、京都府下の公私立中等諸学校の状況について昭和3年（1928）、10年（1935）両年度の学校数、生徒数、志願者数などを示す第7表をかかげておく。議会内論議の背景になっている実態を示すものである。特にコメントをつけない。

## III 府議会における教育論議<sup>18)</sup>

### 1 中等学校入学難問題

#### (a) 各年の論議内容

さきに述べたように入学難問題に対して、昭和2年（1927）11月、文部省は学科筆記試験の廃止、内申書、人物考査、身体検査によって選抜する入試改革を通達した。京都府は「試験制度改正ニ関スル訓令」（昭和2年12月9日、京都府訓令第52号）を出し、学務部も「準備教育を戒め、父兄も受験準備に沈淪し、可憐の児童を苦しめぬよう」に望むという告諭を出した。

この入試改革に関して、昭和2年（1927）の府会で鈴木吉之助（下京選出、政友会）<sup>19)</sup>はつぎの質問を行っている。「小学校教育ヲ変態カラ常態ニ引戻シ、可憐ナル児童ヲ試験地獄カラ脱出セシメタルコト」は大出来であるが、具体的

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

にはどうするか、「入学学校選定ノ問題」で「児童ノ自由選択ニ任スカ」「通学区域ヲ制定スルカ」考えねばならぬ。しかし現在すでに成績による進学指導のため、「一中、二中、三中、桃山」と「自然的ニ此中学校ニ良イ悪イノ階級ガ出来テ仕舞ツテ居ル」。小学校長会議では、区域制を主張しているが、学務部長の所見を求む。中学校教育は進学のためになっていて、本来の高等普通教育の目的にはずれている。そういう現実からは、中学校を分類した方がよいと思う。一中は「上級学校連絡校」、二中、三中は「公民教育ヲ主体トシタル高等普通教育ヲ授ケル本当ノ中学校令ノ精神ニ依ル学校ニスル」と述べている。後藤竜太郎（上京、無所属）<sup>20)</sup>は「入学試験ヲ廃止ニナツタコトハ、誠ニ私共ノ喜ブ所デアリマス。此試験地獄トイハレタコトガ廃止サレタコトハ、今日一般ニ異論ノナイコトデアリマス」が、どういう標準で入学させるか、そこに如何に公平を期するかと、をたずねている。田中新七（下京、準政）<sup>21)</sup>は入試廃止後の具体策として、小学校側は区域制を、中学校側は内申を基礎に選抜すべきと主張しているが、これをどのようにするのかをただしている。「中学校長ヨリノ希望ハ小学校長ヨリノ証明ニヨリ」「其席次上ノ優劣ニヨツテ入学ヲ許可シタイ」とされているが、これは文部省訓令第6号（明治29. 9. 1）により、小学校に於ては席次表がつくれないはずであり、また採点によってすることは小学校間の較差があり問題である。鈴木議員の質問にあるように、「一つノ階級教育ヲ致シ、一中ハ大学迄行ク最高ノ学府迄行ク所ノ学校トスル、二中三中ハ専門学校ニ止マリ、桃中ハ中学程度ニ止マル」学校とする。しかしこういう教育方法は文部省もみとめまい。どういう方法をとるのか、点数をとるとすると「入学試験地獄ヲ中等程度デハ外レマシテモ、小学校ニ於テ再ビ悲惨ナルコトヲ繰返スノデアツテ、之ヲ小学校ニ転嫁スルニ止ツテ、得ル所ハナイノデアリマス」。知事の案はどうか。またつぎのように、私学補助との関連を述べている。「私等ハ各全般ノ中等程度ノ学校ノ入学難ヲ叫ブモノデハアリマセヌ。優良ナル学校ノ入学難ガ叫バレテ居ルノデアリマス。文部省ノ許シテ居ル中学校、女学校ハ沢山アル。私立ヲ加ヘレバ沢山アル。何処ノ学校ヘデモ這入レルノデアルガ、完全ナル学校ニ這入ラウトスルカラ、競争的試験ノ地獄ニ陥ルノデアリマス故、府会ニ於テ之ヲ救済スル趣旨ヲ以テ、此私立ノ中等程度ノ学校ノ内

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

容ノ充実ヲ図ルガタメ、此ノ補助ヲ致シテキル」と述べて、私学補助の増額により中等学校の内容充実をはかり、それによる入学難緩和を主張している。

大海原知事の入学難問題に対する認識は、つぎのようであった（昭和2年〔1927〕11月の答弁）。「所謂、現在ノ入学試験ナルモノハ、一般ノ中等学校ニ対スル入学試験難デハナイ。又中学校、女学校ノ中ニ於キマシテ一般ニ非常ニ沢山ノ生徒ガ雜踏シテ、試験苦ニ喘イデ居ルト言フ訳デハナイノデアリマシテ、所謂評判ノ宜イ学校又ハ上級ノ高等学校乃至其他ノ専門学校ニ進入シ得ル率ノ多イ学校、即チ高等専門学校ノ入学試験ニ沢山合格スルトイフモノガ、所謂門前市ヲ為スノデアリマシテ、是ハ单ニ京都府巳ナラズ、私東京府ニ居リマシテソレヲ痛感シタノデアリマス」。

この質問と答弁では、入学難問題は入学者定員と志願者数との差からくる入学難だけでなく、むしろ学校格差から特定校への集中からみられるのだという認識は一致している。しかし入学難に対処する準備教育による小学校教育の歪みを正すものとして、学科試験廃止の入試改正の方向は賛成しているものの、選抜の具体策を問うているが、此の時点で府側から明確にされていない。上級学校進学率による学校格差の存在をみとめ、それに対応した進学指導を主張するのにも、中学校教育の本旨からみての疑問や、小学校内申書による場合の、小学校段階での競争激化を指摘する発言もあり、この3名の議員の発言にも迷いがみられる。入学難解消のため学校格差をなくすこと、そのため私学の内容を充実して、公立との格差をなくすために、私学補助を増額せよという主張は注目すべきである。

府下久世郡選出池本甚四郎（民政）は、大正3年以降決議されている城南地域の中等教育機関の新設を要求している（「城南地方ニ府立高等女学校設置促進ニ關スル陳情書」は城南地域では木津農林学校のみで、女子は毎年五割以上の不合格者を出しているとしている）。田中祐四郎（紀伊郡、民政）も、伏見には桃山高女校があるが、それ以南にはない。機会均等上非常に不公平であると述べている。<sup>22)</sup>

すでにみたように、昭和4年（1929）11月に文部省は入試方法について、内申書、人物考查、身体検査による選抜に関し、人物考查については口頭試問<sup>23)</sup>

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

の外に筆答試問を加えることができるとした通牒を出した。前回（昭和2年〔1927〕）改革の方法の修正であるが、筆答試験復活となることに対し、京都府では各小学校長に、「補習」または「特別教育」の名による準備教育を「厳禁」するという通達を出している。この昭和4年および5年、6年では、入試問題をめぐる府会での討議はみられない。

昭和7年（1932）の府会では、江羅直三郎（上京、政友）<sup>24)</sup>は、一中、二中の学級増に反対し、これは入学難緩和にならぬ、一中、二中への志願者集中をなくするために、私学補助を拡大し、私立学校の内容充実の方が重要だといっている。一中、二中に学級を増加しても「皆虚榮心ノ固マリミタイナ連中が多クテ、一中二中以外ノ中学校ハ中学校デナイヤウニ思ツテキル」、「然ルニ唯サヘ府立中学ニ志願者が集ツテイクノニ、此処ニ、一中ニ二学級ヲ殖シ、二中ニ二学級ヲ殖シタナラバ、是等私立学校ハドウナル、潰シテシマエト云フ」ことになる。

昭和8年（1933）の府会では、坪田光蔵（左京、民政）<sup>25)</sup>はつぎの発言をしている。「今日ノ男女ノ中等学校ニ於ケル教育方針が洵ニ履キ違ヘラレテ居ルト思フノデアリマス。普通教育ヲ中心トシナケレバナラヌ所ノ男女ノ中等学校ノ教育方針ガ動モスレバ専門学校ニ進ム為メノ教育ヲ為ス、コレニ對スル準備ヲ為シ居ル。文部省辺リデハ、此準備教育ニ向ヒ、コレヲ弊害ノ大ナル事ヲ痛感致シマシテ、現ニ教育方面ニ是ガ廃止ヲ申渡サレテ居ル際デアリマスガ、現在隋力的ニカ或ハ政策的ニカ、此準備教育ナル制度ガアルコトハ、私ハ洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス。所謂文部省ノ教育方針ニ添ハナイト私ハ存ズルノデアリマスガ、斯ノ如キ行意ヲ絶対ニ廃止ニナル積リハナイカ」。ここでは中等学校での教育が上級学校進学のための準備教育化していることを批判している。

昭和10年（1935）の文部省通達は人物考査のために行う口頭、または筆記試問の問題範囲は、小学校の教科に基づきその範囲をこえないものにせよということであった。これに対して京都府では筆記を全廃し、同時に準備教育厳禁を通達している（昭和11年〔1936〕8月）。しかしこれらは、入試問題の技術的な修正に終始しており、根本的な解決には程遠いものであることはいうまでもない。

昭和11年（1936）の府会の論議では、入学者定員の増加、私学への補助増加に、焦点がおかれた。坪田光蔵（左京、民政）は、(1)人物考査、成績内申、体格検査の三点を眼目として、入学の許否を決定することは賛成である。知育偏重の弊が打破されたことは結構なことである。(2)しかし入学者数がそのままだと、入学難の緩和にならぬ。入学難緩和をはかるための予算はみられない。体育施設についても、現状のままである。(3)第二高女の一学級増は計上されているが、そのための施設増等が計画されていない。(4)入学難緩和に關係する私立への補助が前年と同じ2万円が計上されているのは問題である。この坪田光蔵の質問に対して、鈴木敬一知事はつぎのように答弁している。入学難に対しては二つの見方がある。「中等学校ニ入学センガ為ニ、所謂過度ナル勉強ヲ強ヒラレ、身体上健康ヲ損ジテ迄モ、敢テ筆記試験ノ準備ノ為メニ、純真ナル童心ヲ蝕ムガ如キ、サウ云フ苦難ヲ児童ニ嘗メサセタクナイ。又最モ必要ナル所ノ教育ノ根幹デアル国民教育、小学校教育ノ最高学年或ハ之ニ近イ学年ノ其大事ナル国民ノ根幹ヲ養フベキ国民教育ヲ、入学準備教育ニ依ツテ茶毒シ攪乱ヲサレタクナイ。サフ云フコトガ今回入学試験制廃改正ノ大眼目デ、根本ノ考ヘデアルト思ヒマス」。「若シ夫、数的ニ申シマシテ、入学許可者ト志願者トノ比率ヲ減ジ、割合ニ入学シ易クスルト云フコトニツキマシテハ、仰セノヤウニ中等学校ノ学級数ヲ増加シ、数的ニ是ガ収容力ヲ増加スルノ一途シカナイノデアリマスガ、現在ノ状況ヨリ考ヘマシテ、又財政上ノ事柄ヲ考慮シマシテ、今回ハ第二高女ニ学級ヲ増加シテ、ソレダケノ収容力ヲ增至ト云フコトヲ先づ以テ此際考ヘタノデアリマス。ソレ以上ノ問題ニツキマシテハ、将来尚ホ考究致シマシテ、此ノ入学難緩和ノ数的ノ入学難緩和ニ付キマシテモ、十分ナル考究ヲ重ネタイト思フノデアリマス」。

この昭和11年（1936）の府会では、入学難問題に対する無産党の津司市太郎の発言はあるが、のちに検討する。<sup>26)</sup>

昭和12年（1937）府会は、日中全面戦争の進行のなか開かれたものであるが、荒賀勝平（上京、民政党）<sup>27)</sup>は、入学難の緩和をはかるためには、公立私立学校間の平均化をはかるべきで、そのため私学への補助が必要であると主張している。また文部省の五ヵ年計画による学童の体位調査が行われることに対し

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

て「一体当局ニ於カレマシテハ、此ノ学童ノ入学難ト体位向上ニ付テ、如何ナル御所見ガアルカ」、入学難をそのままにして、「体位向上」とは何か、という意味の質問である。それに対して、鈴木知事は、これまで入学選抜には、体位、体格を軽視する制度であったため、児童の体位向上に障害を与えていたが、身体検査が加えられたのであると答弁している。また入学難そのものについて、京都府下では激甚な入学難とは考えていないこと、すべての志願者を入学させることは適当でない、或る程度の選抜は必要であると述べている。「志願スル者總テガ入学出来ルコトハ果シテ好マシイ事柄デアルカ、或ル程度ハ其体力ニ於テ、其智能ニ於テ其他各般ノ点ヲ考慮シテ、寧ロ選レタル者ガ進ムト云フコトガ適當デハナイダラウカ。從来ノ如ク單ニ智力ヲ主ト見テ選抜スルト云フコトニ於テハ非常ニ考フベキ点デアルノデハアリマスケレドモ、總テノ志願者ヲ總テ入レルコトガ果シテ適當ナリヤ否ヤニツイテハ、尚ホ十分ニ考慮ノ余地アル問題ト考ヘテ居ル次第デアリマス」。

日中戦争の全面拡大化により、戦時体制の強化とともに国民の戦争動員が急速に進められた昭和13年（1938）の府会では、国民精神総動員の一端として「吾々府会ハ自肅自戒、護王神社ニ祈願ヲコメテ、此ノ場ニ臨ンダ」と大西太郎兵衛議長は開会の挨拶を行った。入試問題について、準備教育の弊をさけるため、入試方法に種々苦慮してきたが、「今回学力ヲ査定スル方法トシテ綴方ヲ選ビマンタ」（鈴木知事）と再改訂が提案された。

この昭和13年（1938）末の府会で荒賀勝平は戦争の進展にともなう統制体制を批判し、つぎの発言を行っている。「此時勢ノ推移ニ依リマシテ、京都府ノ現在及ビ将来ハドウナルカト一抹ノ不安ガ私ハアルカニ考ヘルノデアリマス」。自治の観念を忘れてはならない。京都の固有の存立発達を図るべきで、「諸般ノ統制ノ政治ニ順応スルナ」、「自治体タル立場カラ独自ノ生存発達ヲトリエキルカ」といえば否である。調査部企画部をつくって、本府百年の大計をたてることが必要である。教育問題では「小学校施設ノ拡充ノ是ト同時ニ其ノ必然ノ結果ト致シマシテ、中等学校等ノ学級ノ増加トイフ問題ガ起ツテ來テ居ル」。綴方一本という入試方法の改革は全く朝令暮改である。「中等学校ノ入学難ノ緩和、或ハ教育ノ機会均等ト云ウヤウナ目的カラ致シテ、吾々ハ多年私立中等

学校ノ充実ト云フコトヲ叫ンデ来テキルノデアリマスガ、此私立中等学校ヲ如何ニシテ充実シ、如何ニシテ指導スルカト云フコトニ付キマシテハ、……物質上ノ補助ヲ充実ナサルオ考ハナイカ。積極的ニ補助金ノ増額ニ依ツテ此充実ヲオ图リニナルトイフオ考ハナイカ。或ハ又私立中等学校ヲ公立ニ移管スルト云フヤウナ方法モアルノデゴザイマスガ、本府デハ公立移管トイフコトヲ未だ一回モ実現シタコトヲ承知シマセヌ」と質問した（知事は公立移管は考えていないと答弁している）。

菅沼俊雄（上京・中立）<sup>28)</sup>も入学難緩和の一方法として「先ツ学校自ラニ甲乙ヲ附ケナイコト」が必要である。学校間の格差をなくすために「先生方ノ平均化」をはかること、そのため私学の府移管を考えよと発言している。

昭和14年（1939）に入ると日中戦争はさらに拡大（2月海南島上陸）するとともに沼泥化し、政府は戦争処理に腐心するが、国内戦時体制は一層強められた（1月警防団令公布、7月国民徴用令公布、10月価格統制令公布、他）。この年の府会で赤松知事は予算案説明で、国の戦争政策に全面協力するための重点施策をとったことをつぎのように説明している。「国家当面ノ大目的タル支那事変ノ処理デアリマス。従ツテ国家ノ凡ユル機関ハ軍官民ヲ通ジテ、其ノ目的ノ為ニ動員セラルベキデアリマス。此ノ意味ニ於キマシテ、本府ノ明年度予算並ニ之ニ関聯スル諸策ハ極力国策ノ線ニ副フテ編成セソコトヲ念トシタ次第デアリマス」。そしてつぎの二点を軸にしたと述べている。「第一点、総テノ経費ニ一層肅正ナ較量ヲ加ヘテ、資金、物資並ニ労力ノ需給調整ニ即応セシムルコト」、第二点、重点主義「時局ニ鑑ミ生産力ノ拡充、貿易ノ振興、銃後ノ対策ニ重点ヲ置クコト」（総動員課の新設、巡査100名増員—経済警察、銃後の思想問題対策一、警防団補助金、寺社防火施設など）。地域のもつ一切の力を国第一戦争遂行に奉仕させる予算案であるとしているが、教育に関してはつぎの提案を示している。「猶教育ノコトハ一日モ忽セニスペカラザルコトデアリマスノデ、特ニ此ノ方面ニハ相当ノ注意ヲ払ツタ」。「近年中等学校ノ入学志願者激増ニ鑑ミ、可及的入学難ヲ緩和スルノ要緊切ナルヲ認メ」、三中、桃中、福知山中、宮津中に1学級ずつ増設、福知山中に補習科、亀岡、宮津高女に学級増、府一（高女）には補習科廃止、高等科新設の提案を行った。

これに対して、千原清（左京・民政）は、つぎのように主張した。「第一ハ府下一般ノ向学心ノ向上、児童ノ自然増ニヨリ志願者増加、実業学校ハ兎ニ角トシテ、私ノ計算デハ、中学校3学級、女学校5学級増が必要デアル（舞鶴ノ特殊事情ヲ除イテモ）」。<sup>29)</sup> 支那事変下の資材の統制、起債認可がむずかしいので、なかなか学校建築が許されぬ状況であるが、「私ハ是非欲シイ」。建築が許されないとすれば、やむをえず特別教室など当分辛棒して一般教室にあて、志願者を収容するようにしたい。24学級1200人の定員に達しているところでも、1人でも多く収容したい。「第二ニハ虚弱児童ノ救済デアリマス。近年我国ハ国民ノ体位向上ト云フコトガ非常ニ喧シク叫バレルヤウニナリマシテ、其ノ結果学校ニ於テモ、身体ノ丈夫デナイ者ハ、公立学校ニ絶対ニ入レナイコトニシテシマツタノデアリマス。中等学校入学ニ当リマシテ、体格ヲ重視スルト云フ事ニ付イテハ、私ハ強ヒテ反対スル者デハアリマセヌケレド、中女学校ノ如キ学校ニ於キマシテハ、生徒ノ体位ト云フコトニ力ヲ尽スコトモーツノ教育ナノデス。身体ノ丈夫ナ者ダケヲ入レテ、徳育、知育トイフコトノミ力ヲ尽スペキモノデナクテ、身体ガ少々弱クテモ、入レタ上デ更ニ体育ニ注意ヲ致シマシテ、国民ノ体位向上ニ努力スルトイフコトモ、中女学校ノーツノ使命デアルト考ヘマス。隨ヒマシテ余リ体格ヲ重視スルト云フコトハ考慮ヲ要スルモノデハアリマスマイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマス。体格ノ劣ツタ者ハ學問ニ依ツテ、其ノ欠点ヲ補ハナケレバナラナイト云フヤウナ理論モ實ハ立チ得ルノデアリマス。斯ウ云フ子供、而モ其ノ父兄ガ京都府ノ教育費ヲ負担シテキルニ拘ラズ、才前ハ体格ガ悪イカラ公立学校ニ絶対ニ入学相成ラスト云フコトハ、如何ニモ可哀サウデアリマス。ソレラノ児童ハ所謂路傍ノ石ノヤウニ見捨て去ルニ忍ビナイ。何トカシテ救済シテヤリタイモノデアルト私ハ考ヘマス。教育ノ機会均等ト云フ立場カラ考ヘマンテモ、是ハ放置スペキ問題デナイト存ジマスルノデ、茲ニ斯ウ云フ虚弱児童ヲ収容スル中女学校ノヤウナモノヲ設備シテ貰ヒタイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス」。<sup>30)</sup> このほか、第三点として私学補助増額のこと、第四は教員の「満蒙支那」視察旅行のための視察費を計上せよと述べている。千原質問の第二点に対して、知事は、入試では、体格といつても力が強く強健という意味ではない、健康状態のことがいわれている、と答弁しているが、戦

時下強兵健兵のための体位向上が叫ばれているなかで、このような虚弱児童の積極的な擁護論を行っていることは注目すべきである。

荒賀勝平もまた「如何ニ入学試験ノ方法ニ工夫ヲコラシテモ、今日ノ入学難ハ試験制度ニヨツテ解決デキス」。「学校ノ増設が急務トナル」、「コレ以外ニ入学難ヲ緩和スル合理的ナ方法ハナイ」。しかし今日の現状（戦時下という）ではそうもいかぬ。入試に不公平のないよう万全を期することが必要と述べている。また学級増のための教員の手当はどうか、教員の軍需工場への転出はないか、足止め策をとっているか、ともただしている。中川源一郎（下京・中立）は「市内ニ中学校及ビ女学校ノ増設ヲシテモライタイト云フ声ハ一般府民ノ声デアツテ、京都府会ニ於キマシテハ、之ニ対シ異論ヲ申ス人ハ一人モナカラウト思フ」。増設に消極的な府当局の態度は「余リニ私立学校ニ考慮ヲ置キ過ギテキルノデハナイカト私ハ考ヘルノデス。一体京都市民ガ七十万市民ノ時代ト百二十万市民ニナツテ居ル今日ト学校ノ数が変ラナイトイコトハドウイフ訳デアルカ、今日入学難緩和ト云フ声ハ盛ニ起ツテ居ルノデアリマス。入学試験方法ヲ如何ニオ改メニナツタ所デ、容レ物ガナカツタナラバ入レナイ。学校ノ増設ト云フコトハ非常ニ急務デアルト思フノデアリマス」と学校増設を強く主張している。<sup>32)</sup> 小川半次（左京・民政）も私立への補助金を増やして内容を高め、公立私立を平等にすべしと主張している。郡部選出の木下善一郎（熊野郡・政友）は「戦時下ノ急迫シタル財政下ニ於テ」は積極的に要求していくがしつつも、熊野郡に府立中学校の新設を要求し、また久美浜農学校に増学級して甲種校にという要求が、昭和15年度予算で実現をみていないのは遺憾であるとしている。

昭和15年（1940）の府会では、12件の教育関係請願が採択されているが、これは戦時下にもかかわらず切実な府民の教育要求を示しているものである。荒賀勝平は、実業学校の昇格計画、農村の女子教育一南山城に女学校新設要求、青年学校教員養成所の独立要求などとともに、入学難緩和のため私立学校の学級増加が考えられているが、「私立学校ノ学級増加ノ如キ、<sup>33)</sup> 単リ学校経営者自身ニ任スペキモノデハナイノデアリマシテ、是ハ当局ガ能ク懇意ニ相成ツテ、学級増加ナドナサシメル、同時ニソノ内容ノ充実ヲ期セシメル、之ニ対シマシテ

ハ、人的、物的ノ援助ヲ惜シマナイ、斯様ニ致シマシテ、公立学校ノ施設充実ガ困難デアルト致シマスナラバ、私立学校ノ施設充実ヲ行ハシムルト同時ニ、学級増加ナドヲナサシメル、斯ウ云フコトニ依リマシテハ、補助金ノ増額ノコトナド申シテ居リマシテ、之ヲ要望致シテ居ルノデアリマスガ、遺憾ナガラ本府ニ於キマシテハ、私ノ知リマス所デハ、二十年來僅カニ二万円ノ補助金が出テキルダケデアリマシテ、コソナコトデハ私立学校ノ内容ノ改善ト充実ト云フコトハ出来ナイモノデアルト考ヘマス。今後私立学校ノ充実ニ対シマシテ、如何ナル考ヘヲ持ツテ居ラレルカ」と問うている。川西知事は増やすこと自体は賛成であるが、財政上できないと答弁している。

後藤竜太郎（上京・無所属）も私立補助の問題をとりあげている。今日如何なる問題にも、新体制ということが呼ばれているが、「教育施設等ノ問題ニ付イテ新体制トイフヤウナ言葉ヲ少シモ聞カナイ」と述べ、教育施設で新しい提案が必要だとしている。

昭和16年（1941）度通常府会は昭和16年（1941）11月20日に開会された。その直後に太平洋戦争開戦となるのであるが、昭和17年（1942）度予算では、国民学校制度実施にともない、師範学校での学級増加などの外、長年の議会での要求を、府はうけとめて、入学難緩和のため、一中、二中、三中および園部中学校にそれぞれ一学級、一女、二女、福知山高女にもそれぞれ一学級を増加、二女では補習科廃止、二年制高等科新設などの改善を行った。また時局下「産業戦士」急速養成のため実業学校の学科新設などを行っている。この予算案に対し、荒賀勝平は、「時局的ノ積極予算」が盛られたとして高く評価してつぎのように発言している。「之ニ依リマシテ国民学校制度ノ完璧ヲ斯シ居ル、或ハ中等学校ノ入学難ノ緩和ガ出来テ居ル、女子高等教育ノ拡充ガ行ハレテ居ル、拓殖教育ノ新設ガ試ミラレテ居ルト云フコトデアリマス。又学校衛生、学校教練ノ充実等ガ行ハレ居ル、進ンデ今日ノ時局下ニ就テ最モ必要ナル私学教育ノ振興ニ一步ヲ踏入レテ居ルト云フヤウニ、仔細周到ナル検討ガ行ハレテ居ルト存ジマス」というように、昭和17年（1942）度教育予算に賛辞を送っているが、これは戦争教育を礼賛しているのではなく、戦時下でも教育条件が改善されているとしているわけである。「尚ホ残サレテ居ル幾多ノ重要案件ガアルト

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

考へマスノデ」これらに充分注意されたいとして、提案各校の学級増加に対応して設備上の問題、城南高女の計画はどうなっているかとただしている。さらに私学助成に関して、「今日此ノ文化ノ発達シタ進歩シタル時代ニ今更公私ノ別ヲ立テルコトハ甚ダ怪シカラヌコトト思ヒマス。私立ノ教育機関ハ公設ノ教育機関ノ補足ヲ致スト云フ重要ナ役割ヲ持ツテ居ルト考へマス」。本年度の助成は不徹底である。過去20年、2万円できたが増額すべきであると述べている。またこの年の通学区域制、総合考查制の併用を通達した入試方法の改訂に関して、準備教育の弊害をなくすとの観点から賛意を表するが、通学区域制は中等学校の分布、位置からみて、本府では直ちに採用できるかなどをただしている。

太平洋戦争2年目の昭和17年（1942）の通常府会で、第四部（神社費、教育費、社会事業費他）委員長千原清は「仔細ニ予算案（昭和18年[1943]度）ヲ見マスルニ、多年府会ニ於テ要望サレタ幾多ノ懸案ナリ、時局下緊要ナル施設等が多分ニ織込マレテ居ルノデアリマシテ、能クモ是程マデニ府民ノ意ヲ容レ、又時局的施設ニ御留意ニナツタカト深ク感謝シマシタ。理事者各位ニ深甚ナル敬意ヲ表シテ居ル次第デス」と極めて迎合的な発言をしているが、教育関係について、つぎの希望条件を提示している。

1. 第三中学校ノ校舎改築並ニ校地拡張ノ件
2. 京都農林学校々舎整備並ニ実習地拡張ノ件
3. 舞鶴中学校、東舞鶴中学校ニ夜間中学附設ノ件
4. 林業学校設立ニ關スル件
5. 学級増加ニ伴フ校地拡張及び校舎増改築ノ件
6. 私立中等学校助成ノ件

さきにふれたように、決戦体制強化のためにこれまでの学校令が改められて、昭和18年（1943）1月「中等学校令」（「中等学校ハ皇国民ノ中堅タルベキ者ヲ鍛成スル所トス」）が公布されたが、これについては、府会では特にとりあげられていない。同じ昭和18年の府会で、荒賀勝平は、私立学校補助について、互助制度補助として4万円が計上されたが、この程度でよいのか、入学難緩和のために、公私の優劣をなくすことが肝要であり、私立の公立への移管が実現

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

さるべきである、それによって、多年ヤカマシイ入学難の緩和にもなる。教育の機会均等のために、私立の公立移管を考えないか、と述べ、また、奥丹三郡に網野中学校設置案が、「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ依リマシテ」、「此ノ条が予算ノ上カラ抹殺サレマシタ」のは「如何ニモ遺憾至極ニ存ジマス」としている。さらに昭和19年の府会では、同じく荒賀勝平は、城南高女、向陽工業校の建築費が、時局の為、工事が繰延べされ、明年度の継続事業にされていないのは残念である、と発言している。

### (b) 論議内容の特徴

以上、昭和2年（1927）より昭和19年（1944）に至る間の、中等学校入学難問題一入試方法改革問題に関する各年の府議会での発言の主要なものをみてきた。Ⅰで述べたように、大正期からつづいて昭和戦前期を通しての入学難問題は、主要には、国民の中等教育要求の高まりに対して、国や地方府県が志願者増に見合う学校、学級増設により入学者定員増を行わなかつたことと、学校間格差による特定校への志願者集中の結果であった。受験競争の激化、小学校での過度の準備教育が問題とされて、文部省も入試方法の改革を何回か行ったが、問題を解決することができず、昭和戦前期を通して、入学難問題は社会問題として継続した。

京都府議会では、最大の教育問題として、政友、民政派その他の議員が、上にみてきたように、連年この問題をとりあげた。京都市内選出議員の発言は目立つが、郡部選出議員もそれぞれの地域の入学難問題をとりあげている。これらの議員側の発言に共通した特徴点はつぎのように整理することができる。

① 受験準備教育が小学校教育をゆがめ、児童の身体的、精神的成长に大きな弊害を来たしていることを共通に指摘している（これは文部省も同様であって、選抜方法の是正によって解決しようとした）。この点、過当な準備教育が「可憐な児童」を入試競争に追いこんでいることを一貫に批判している。今日の学習塾盛行にみられる小学校段階からの学力競争主義の是認と助長の風潮とは大きく違っている。

② 文部省の学科試験廃止、内申、人物考査、身体検査による選抜方法（上にみたように朝令暮改めて変更している）は基本的に賛成しているが、入学難

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

緩和、準備教育解消のためには、一貫して、中等教育機関の拡大・学校新設、学級増を主張している。そのため、夜間中学の開校や特に私立学校への補助増加により、公立私立の格差（設備施設や教員構成での）をなくすべきだ、理想的には私学の公立移管すべしとの主張を根強く行っている（この私学補助問題はのちの項で改めてみる）。教育の機会均等の拡大を継続して主張している。

③ そのような視点から、府当局の定員増への消極的姿勢、財政上の理由で若干の学級増で対処していることに、また度重なる入試制度改訂に対しても強く批判している。

④ 府議会での継続した入学定員増要求と世論により、府立中学校・高女校の学級増による定員増が一定実施されたことは、府会論議の結果といえよう。

⑤ もっとも、一中、二中をその他と区別せよ、上級進学学校、一般学校と区別せよという見解もみられるが、反面、中等教育は普遍的教育を行うもので、中学における進学教育は誤っているとされており、学力競争主義教育を肯定する考えは府会論議のなかではみられない。

⑥ 太平洋戦争開戦後の、いわゆる「決戦体制」下においても、議会では、入学難緩和、教育の機会均等のための中等学校の定員増や新設（三丹、城南地域）など教育条件の充実を主張し、戦争による学校新設計画や事業の凍結、繰延べを批判している。

⑦ のちの「決戦体制」下の教育論議にも関係するが、昭和戦前期20年は「戦時下」「決戦体制下」と教育の戦争動員化が進行するが、府議会の論議には、戦時期教育を積極的に推進しようとするものは、殆んどみられない。むしろ戦争により教育諸条件が改善されないことへ批判を向けている。府議会での教育論議は、府が設置主体となっている中等教育をめぐっての、またその財政的側面からの検討であり、直接教育の理念や方法に關係しての論議でないから、戦時下とも思えない論議が可能であったと見るべきであろうか。またこの時期の中等学校への進学率は約12%位で、中等教育要求はなお特定の階層の問題であったからであろうか。

### 2 無産党議員の教育論議

さきに各期府議会の党派別構成を示したが、無産党議員は、昭和2年（1927）

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

労農党2名（神田兵三、奥村甚之助）、昭和6年（1931）全国労農大衆党1名（津司市太郎）、昭和10年（1935）社会大衆党2名（木村忠一、辻井民之助）、昭和14年（1939）社大党3名（木村忠一、辻井民之助、渡辺淳）であった。いずれも京都市内選挙区よりの当選者である。これらの無産党議員が、入学難問題、さらに広く教育問題やその他でどのような発言をしているか、みてみよう。

昭和2年（1927）、<sup>35)</sup> 神田兵三。民衆の生活は極度に不安である。社会事業の費目が少ない、として教育問題にはふれていない。

昭和3年（1928）、神田兵三。私学補助は少ない、これでは死金のような、中途半端な補助である。

昭和4年（1929）、神田兵三。無産階級運動への弾圧はやめよ。頭から危険視している。警察の民衆化が必要である。

昭和5年（1930）、神田兵三。失業問題対策をただし、また社会教育の問題に関し、依然として忠君愛国の思想を振り廻して足れりとしているが、時代錯誤である。

昭和7年（1932）、津司市太郎。「本府ノ教育費ヲ見マシテモ、本府ノ経営致シマスル所ノ学校ハ、中等以上ノ学校デアル故ニ、無産階級ハ其ノ極ク一部分ヲ利用スルニスギナイ」。無産階級に出されているものは、（昭和8年〔1933〕度経常予算総額）1414万円中45万円の社会事業費だけである。「府立ノ学校ヲ夜間開校シテ、無産階級ニモ教育ノ機会ヲ与へ、或ハ社会事業費ノ増額ヲ行ヒ、無料産院、無料託児所ヲ持ヘ……」と述べ、さらに中等教員の給料を引下げるなど述べている。

昭和11年（1936）、津司市太郎。入試改革に直接関係して、内申、人物考查、体格検査にする入試改正について、「私ハ此制度改正ハ試験ヲ厳正公平ニスルコトハ不可能デハナイカト思フ」。智育偏重の是正というが、これは「知育ヲ尊重シテ国民ノ批判力ガ高マリ、彼等ガ行フトヨロノ政治ヲ批判スル者ガ多ク出来テハ、都合ガ悪イカラ、不都合ダカラデアル」といい、もっと知育を尊重されるようにされたい、この制度改正は改悪ではないかと思う。学校での準備教育厳禁といつても、簡単な口頭試問にしろ、試験が行われる以上、これに対する準備が行われ、富める家庭は家庭教師を雇うことになり、無産階級の子弟

には都合が悪い。また内申、口頭試問、身体検査による選抜では情実が入りこむ。筆問筆答で結果が明確に残る試験の方がよい。点数によってはっきり結果の出る方法でやるべきである。

昭和12、13年（1937、1938）の議会でも津司市太郎は、「改正入試制度は、体力のよいものはよいが、知能すぐれたものは、はじき出される結果を生む」（12年）、「綴方一科目に改められたが、国語と算術の二科による点数評価に改正すべきではないか」（13年）と主張している。

以上、入試改正問題を中心として無産党議員の発言を紹介した。昭和2年（1927）12月策定の府会に対する労農党京都府連の方針（「府会に対する闘争方針」）では、府会を「暴露戦術として利用」すべきで「行政、財政、教育、社会事業などすべての府の施策を暴露し、これを通じて、次のとき要求をしなければならぬ」としているが、教育問題での具体的要求を明示していない。<sup>36)</sup> 昭和6年（1931）7月無産政党の合同をめざして結成された全国労農大衆党は、地方政策のうち、教育政策とし次の項目をあげている。<sup>37)</sup> (1)一切の教育に対する中央政府の專制支配絶対反対、(2)教育機関管理への学生生徒代表の参加、(3)一切の教育機関を解放し、大衆の完全なる機会均等を確保—①授業料の廃止、②夜間開校、③学用品の無料支給と無料供食、④在郷軍人会、青年団、少年団、青年訓練所の廃止—(4)労働学校、農民学校等の無産階級教育機関の確立とその補助、(5)図書館、博物館の充実並びにその管理への大衆の参加、(6)教員の待遇改善と視学官の廃止、(7)労農少年団の組織の自由。大へん多くの項目をかけているが、これは全国的な地方政策であり、全国労農大衆党の京都の府会選挙でのスローガンは特に示されていない。社会民衆党支部は昭和6年（1931）の府会選挙では、「府立夜間中学を開設し、学費を無料とせよ」をかけている。<sup>38)</sup> また、昭和11年（1936）6月の京都市会補欠選挙では、社会大衆党はスローガンに、(1)小学校授業料の撤廃並びに学用品、昼食の公給、(2)夜間無料中学の公設並びに職業教育機関の完備、をかけている。<sup>39)</sup>

上記のような地方教育政策を無産各党はかけたが、上にみてきたように、実際の府会のなかでは、(1)昭和2、3、4、5年（1927—1930）の労農党神田兵三は、失業問題をとりあげ社会事業費が少ないことを指摘しているが、教育

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

問題については突込んだ議論を展開していない。(2)昭和7年(1932)の津司市太郎の発言には、無産党議員の中等教育観が示されている。無産階級にとっては、中等教育は関係が少ないという。Iでふれたが、大正末～昭和期、中等学校への進学率は急速に増え、中等教育自体、大衆教育の側面を拡大したが、それでもなお中等教育は一部有産階層のものとしてとらえ、無産労働者階級には無縁のようにみられている状況が示されている。<sup>40)</sup>中等教育を拡大せよという主張はここではみられない。恐慌下生活困難におとしいれられている無産階級にとって必要なのは、社会事業費の増大であるとしている。(3)昭和11年(1936)の同じく津司市太郎の討論では、入試制度改革—学科筆答試験の廃止を文部省側と同じように「知育偏重の是正」ととらえ、それは無産階級の政治的批判力の成長を抑えつけるものとしてとらえている。入試激化—準備教育による教育のゆがみを是正するという側面をみていない。学科試験廃止—内申書などによる選抜はかえって情実を生み、公正さを失うものとする指摘は当然であるが、入学難—準備教育の弊害の根本的除去のための、学校新設、学級増など教育条件拡大の必要性についてはふれていない。あとでみると、無産階級にとって中等教育問題は、夜間中学設置によって機会均等の実現をはかるという筋道をとった。入学難—入試改革問題については、すでにみたように、民政、政友派議員の方がより現実的具体的要求を主張していたといいう。

### 3 私学補助問題

前節でみたように、中等学校入学難問題解消のためには、公立、私立間の格差をなくし、私立学校の教育条件を高めるために、私立学校への補助金を増額せよという要求が、毎年度の府会で主張されている。

京都府では、明治42年(1909)、京都府議会市部会は「私立女学校特別補助ニ関スル意見書」を提出したことがあるが<sup>41)</sup>、大正13年(1924)4月、私立学校補助規程が定められ(補助金額は法定教員定数および有資格専任教員俸給を標準として決定する)<sup>42)</sup>、この年度より施行した。入学難問題が顕在化していくなかで、私学補助金問題が府会でとりあげられ、連年議員から主張された。そして昭和3年(1928)、臨時費のうちに、教育補助費「私立学校補助」2万円が計上された。この年度、私立中等学校は、中学校6、高女校9、実業学校4合計19

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

校を数えたが、これらに「専任教員ノ素質ヲ改善充実スルト云フ意味デノ交付<sup>43)</sup>」であると説明されている。

昭和2年（1927）10月、府下私立中等学校21校は、府へ補助金の増額を陳情しているが、そのなかで学校側は、試験地獄が「学校選抜に対する謬見と弊風」「公私学校偏重偏軽の迷濛」に根ざすことを指摘し、公立学校12,400余人、私立学校10,670余人収容の事実から、府あるいは国が、私立学校補助を特典としてではなく、「其性質上極めて当然」のこととして行うべきであると主張している。私学補助の増大により、公私立学校格差の解消、試験地獄の解消が狙いであると報じている。<sup>44)</sup>

府会での私学助成要求について、昭和2年（1927）12月、大海原知事はつぎのように答弁している。「府民ノ義務タルベキ中等学校ノ教育ニ対シテ私立学校ガ之ヲ補助シ、又私立学校ガ中等教育ニ対シテ、府ガ当然ナスペキコトニ対シテ、其教育ノ衝ニ当ツテ、教育ノ為メニ成績ヲ挙ゲツツアルト云フノデアリマス」。「施設ニ対シテ府県トシテ之ヲ補助スルト云フコトハ至極合理的ナコトデアルト存ズルノデアリマシテ、各府県ニ於テモ之ガ私立学校ニ補助ヲ与ヘテ、其施設ヲ完備サセ、又中等教育ニ対スル責任ノ一半ヲ分カタシムルト云フコトハ、現代ノ教育方針トシテ誠ニ相応シイコトデアルト存ジテ居ルノデアリマス」。ただ「一般財政費ノ関係、又府直営学校トノ関係、之等ノ点ノ為メ、遺憾ナガラ多額ノ経費ヲ計上スルコトガ、出来ナカツタ次第デアリマス」。

府当局も私学のもつ意味をみとめ、一定の補助を行うのは当然しながらも、財政上の理由で、昭和3年（1928）以降も2万円しか計上しなかった（昭和11年〔1936〕の2万円はこの年の教育費経常臨時計263.2万円に対して0.7%にすぎない）。それゆえ、すでにみたように、毎年その増額を府会で、民政、政友議員を中心に根強く主張されている。とくに入学難解消のために私学助成が必要だとすることが根拠であった。しかし「決戦体制」下の昭和19年度予算で、私立学校教員互助制度への補助として、4万円が計上されたが、私学補助そのものは、ついに2万円に終始した。

教育補助費にはこの私立学校補助とあわせて、実業補習学校補助と青年学校補助が計上され、これらの補助の比重が大きくなっていく。これは、中等学校

以外に高等小学校、実補、青年訓練所（あわせて青年学校に発展）をもふくめた中等教育の二重構造に立ったものであるが、議会のなかでは、中等諸学校の充実が主張されていて、実補、青訓は必ずしも問題にとりあげられていない。

#### 4 夜間中学設置問題

夜間中学の開設をもっとも強く要求したのは無産党議員であった。「教育機関の徹底的門戸解放と一般民衆に対する教育の完全な機会均等の要求」を労働農民党は早く要求項目としてかかげていた。<sup>45)</sup>さきにふれたように、全国労農大衆党は昭和6年（1931）7月の地方選挙政策のなかで、機会均等確保のため、夜間開校を要求項目の一つにかかげた。また昭和11年（1936）6月の京都市会補欠選挙で、社会大衆党は「夜間無料中学の公設」をスローガンにするなど、<sup>46)</sup>無産各党は夜間中学の開設を主張した。

昭和7年（1932）の府議会で、津司市太郎はさきにその発言を紹介したが、府立の学校の夜間開放により無産階級に教育の機会を与えると述べている。この質問に対して、齊藤宗宣知事は、中等学校の教育費支出は社会文化の発達上必要である。「但シ夜間置カルベキ各種ノ中等学校或ハ専門学校等ニ付イテモ考ヘテ貴ヒタイト云フ御意図モアルヤウデアリマスガ、是等ハ府ト致シマシテモ、相当考慮致シテ居リマス。現在京都市内ニ就キマシテモ、夜間中学等ノ問題ニツキマシテモ、考慮致シマシタガ、市ガ現在ヤツテ居リマス所ノ実業補習学校的ノ徒弟学校的ノ施設ガ相当効果ヲ奏シテ居リマシテ、現在此上ニ吾々が夜間中学ヲ設ケルコトハ実状ニ即セズ、余分ナモノニナル恐レガアル、斯ウ云フ風ニ考ヘタ故デアリマンテ、全然コウイフモノハ頭カラ必要ナシト云フ考ヲ<sup>(ママ)</sup>以テ居ツタノデアリマセヌ」と答えた。実業補習学校で充分とする考えである。

夜間中学設置の要求は東京、大阪などの府議会でも提出されていたが、国民の中等教育要求の拡大に対して、周知のように政府、文部省は、高等普通教育を内容とする中等学校（中学校・高等女学校）から、中等学校を大衆的教育機関とする方向で、一定拡大してきた。しかし、さらに増大する中等教育要求に対しても、中等学校と実業補習学校、青年学校の二重構造をもって対応しようとしたが、普通教育を内容とする夜間中等学校の要求も強かった。文部省は文政審議会の答申により、夜間中学校を制度的に位置づけず、昭和7年（1932）

5月、「夜間授業ヲ行フ中学校ニ類スル各種学校卒業者ノ専門学校入学者検定規程第十一一条ニ依ル指定内規」の通牒で、夜間中学を「中学校ニ類スル各種学校」にとどめた。<sup>47)</sup>さきの齊藤知事の答弁にも、実業補習学校で夜間中学の要求が汲みあげられるとしている。しかしこの文部省の通牒により、中学校と同等とされる夜間中学の開設が可能となり、大阪府では昭和8年度に府立夜間中学を開設した。以後全国各都市で公立夜間中学が生れていった。

昭和8年（1933）の府会で横田大助（上京、民政）は、つぎの質問を行っている。夜間中学の設置は「無産者子弟ノ教養機関ト致シマシテ、夜間中学校ノ必要デアルコトハ、既ニ定論ノアル所デアリマス」。「多年ノ持論トシテ要望」してきた。一昨年、昨年（昭和6、7年〔1931、1932〕）にも要望してきたが、その後どう検討されているか。それに対し学務部長は、中学校に併設して一学級50人で11,000～12,000円を要する。授業料収入5,000円として、5,000円の府費を要するので、昭和9年（1934）度予算には計上できなかったと答えているが、結局昭和10年（1935）度に、府立夜間中学（翌年、二中夜間中学と改称）が、昭和11年（1936）度には府立三中夜間中学が開設された（昭和10年〔1935〕以降は府会論議には夜間中学問題は出ていない。昭和11年〔1936〕度予算の教育費夜間中学費は11,910円となっている）。

## 5 師範学校一部、二部問題

初等教員養成を目的とした師範学校は、明治19年（1886）の師範学校令を経て、明治30年（1897）の師範教育令により、府県立師範学校として、各府県に1校以上設置されていった。京都府では京都府師範学校と明治41年（1908）に開校した京都府女子師範学校の2校を経営した。師範学校は戦前の国家主義、軍国主義教育の中心的制度としての役割を果したことは、よく知られているところである。

昭和戦前期における師範学校に関する府会の論議は、師範教育の内容に関したことよりも、小学校教員の需給と志願者数にかかわって、一部、二部の生徒定員をめぐってであった。明治41年（1908）の京都府の師範学校の現状は第8表のようである。<sup>48)</sup>また明治末、大正初期の男子師範学校の志願者状況は第9表のようである。<sup>49)</sup>例えは、大正12年（1923）に、府会での「師範学校増設ニ關スル

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

意見書」の採択にみら

第8表 公私費別師範学校生徒定員

れるように、大正期にも教員の増減要求とともに师范大学生徒数のことが論議されているが、昭和期には、師

範学校教育費や教員の力量等にからんで、一部、二部問題が、継続してとり

第9表 一、二部別師範学校志願者・入学者数

	明治44		大正元		大正2	
	一部	二部	一部	二部	一部	二部
募集人員(定員)	85	40	85	40	103	40
応募人員	243	104	259	87	247	82
入学者員	80	22	80	23	82	16

あげられた。

昭和2年(1927)の府会で、鈴木吉之助(上京、政友)は、一部18学級、二部2学級の現状に対して、二部に力を注ぐべきではない

いか、「経済的カラ見テ非常ニ有利デアル二部制ノ学級ヲ今少シ増スベキデハナイカ」と述べている。昭和5年(1930)の府会で、佐上知事は一、二部問題について「農村ニ於ケル貧困ニシテ好学心アル者ヲ仕立テルニ如何ニ役立ツタカト云フ事ヲ考ヘテミマスト」、地方財政の見地からのみでは、経費がかかるという、一部の欠陥とともに、その長所を度外視できぬと述べている。第8表でわかるように一部生は公費生が大部分で、官費制が中層以下のとりわけ農村の青年に中等教育と教職を保障するものとなり、またそのことが、体制側に従順な教師を確保することができたのである。そのことを佐上知事はいっているわけである。

昭和7年(1932)、全国労農大衆党の津司市太郎は、予算案での師範学校学資補給金の減額(現在月12円を8円にする案)について、卒業生が多すぎる(就職難)ため、募集人員を減らすのはよいが、給費の減額には反対する。「何トナレバ師範学校ノ学費補給ト云フコトハ、吾々無産階級ノ子弟が中等学校へ行キ得ル唯一ノ途デアルノデアリマス」と述べている。齊藤知事は一、二部生徒の家庭状況は余り変わらないので、一部生の減額をしたいと答弁している。

昭和8年（1933）の府会では、横田大助（上京、民政）は、一部は無産者の子弟のためのものに役立っている。廃止するすれば、それにかわる夜間中学、育英資金制度をつくる必要があるといっている。これは一部生徒1学級を整理すると年2万円の減額になるので、一部廃止、縮小もいま調査中であるという学務部の見解に対して述べられたものである。さらにこの府会では、岩本義徳（東山、政友）<sup>51)</sup>が、小学校教員思想問題に関し、昭和8年（1933）11月30日に、7～8名の「赤化教員」<sup>52)</sup>が出た。その先生は二部出身としく、「赤化教員」の処置如何と質問している。一部、二部問題をこのように教員思想問題とからめて、見ていることがわかる。公費（給費）、私費との関係、修業年限の差による師範学校経費削減から、二部生を増やし、一部生を減じようという、府当局の考えと、また教員の需給関係などから、一部、二部問題は絶えず問題とされた。

一部は無産階級子弟の中等教育への進学方法ととらえるのが、無産党議員も他派議員も共通であったが、師範教育自体への論議は、府会のなかでみられなかったのは不思議ではない。昭和12年（1937）に、荒賀勝平は「文部省の指示で、師範学校を二部本位にしたが、政府が代わると（広田内閣の誕生）、一部、二部並行になっている。これは自治の破壊である」と、府が設置者である学校への政府の介入であるととらえていることは、府会の教育論議として注目すべきであろう。

## 6 「決戦体制」下の教育論議

すでにふれたように、昭和戦前期20年の教育史は昭和6年（1931）の「満州事変」以降の「戦時体制期」、昭和16年（1941）太平洋戦争開始以降の「決戦体制期」の下で、学校教育の戦争への動員が急速にすすめられた。昭和10年（1935）設置の「教学刷新評議会」、昭和12年（1937）設置の「教育審議会」の答申にもとづき、国体主義と戦争への動員が教学の方法とされた。昭和12年（1937）9月以降の国民精神総動員運動、同年5月の文部省『国体の本義』の発行、昭和13年（1938）4月、学校と軍隊との連結を制度化した青年学校令の公布施行、昭和15年（1940）の「紀元2600年」国家行事施行による国家意識の高揚、昭和16年（1941）3月の小学校の戦争体制への改組というべき国民学校

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

令の公布など、年表的に追っていくと、学校教育のすべてが極端な天皇制国家主義の下で、無謀な戦争のために動員されていった筋道がよくわかる。「戦争時代の学校教育は実践・実行を強調した行動的訓練」<sup>53)</sup>が「国民の基礎的鍛成」として、押しつけられたが、太平洋戦争開戦後は、戦局の破局的進行とともにあって、軍事訓練と勤労動員によって学校教育そのものが最後には解体した（昭和20年〔1945〕3月「決戦教育措置要項」、昭和20年〔1945〕5月「戦時教育令」）。

以上のごとき戦時下教育の進行のなかで、教育行政も、学校教育現場も戦争一色に塗りつぶされた「決戦体制」下で、京都府議会では、教育討議はどのようなであったかをみていきたい。

(1) 昭和16年（1941）の府会（12月8日の対米英開戦前の11月20日に開会）11月26日、荒賀勝平は一般質問として、つぎの各項をとりあげている。

1. 中等学校学級増加に対する対策の件
2. 城南における女子中等学校新設に関する件
3. 私立中等学校ニ対スル件
4. 工業教育振興ニ関スル件
5. 青年学校教員養成ニ関スル件
6. 府下中等学校改築ニ関スル件
7. 中等学校入学考査ニ関スル件
8. 中等学校校外教護ニ関スル件
9. 府立学校書記待遇ニ関スル件
10. 湛陽学校設備改善ニ関スル件
11. 国民健康保険組合助成ニ関スル件
12. 各種社会事業ノ振興ニ関スル件

すでに述べてきたことから、項目名だけでその内容は理解してもらえると思うので、改めて荒賀の発言を紹介しないが、太平洋戦争開戦直前のものであるが、継続する案件で教育条件の充実の問題を主張しているものである。開戦の翌日の12月9日には、第四部委員会の結果報告（委員会で可決されたもの）を後藤竜太郎委員長が行っている。(1)師範学校ノ寄宿舎増築ノ件、(2)城南高等女

学校新設ノ件、(3)第三中学校敷地拡張ノ件、(4)聾学校移転改築ノ件、(5)青年学校教員養成所独立ノ件、(6)国民学校ノ教員給ノ件、(7)私立中等学校への補助増額ノ件、(8)国民健康保険ノ件、である。あわせて、この府会ではつぎの7件の請願が可決されている（1. 町村国民健康保険組合ニ対スル補助ニ関スル件、2. 府立師範学校寄宿舎修繕及増築ノ件、3. 府立聾学校移転改築ノ件、4. 国民学校教員月俸平均給増額ニ関スル件、5. 三中校舎改築並校地拡張ノ件、6. 青年学校教員養成所独立ノ件、7. 国民学校教員病気療養ニ関スル件）。

この府会では、こうした戦時下にかかわらず教育条件の充実を要求する質問とあわせて、藤田敬治（中京）の「男子中等学校補習科廃止ニ関スル件」として、「「人的資源ヲ欲スル今日、卒業期切上ゲナドモ行ハレル今日、中等学校ヲ卒業シテモ、尚1年補習教育ヲヤルコトハ、時局認識ニ欠ケルトコガアル」<sup>54)</sup>」という如き時局迎合的提案もある。安藤知事は「簡単ニ廃止シカネル。問題ハ十分考慮スル」と答弁している。

昭和17年（1942）の府会で安藤知事はつぎの予算案説明を行った。「大東亜戦争ノ完遂ノタメ……政治モ経済モ教育モ国家的総力ノ増強ニ動員セラルベキデアル。……防空施設ノ充実、食糧ノ確保、保健施設ノ整備、教育ノ振興等、重点主義ト効率主義ノ見地カラ府政ノ伸張ヲ期ス」と述べ、「教育ノ振興」策については、滑空訓練、銃剣術鍛磨をあげている。戦時色が濃厚な府政方針に対して、昭和17年（1942）11月30日の坪田光蔵（京都民政会）の発言はつぎのようであった。中等学校授業料値上（計20万6千円の増収）に対して「時局下低物価政策ト対照シテ、如何ナル影響ヲ与ヘルカヲ考ヘネバナラヌ」とし、公立学校教員の待遇改善策に対して、公私一体の教育を考えいかねばならぬ時に、私立学校への対策如何、33の私立校への補助は2万円にしか過ぎぬ。「公立学校ノレベルヲ一段ト擧ゲテ、私立学校ヲ其ノ儘ニシテオクコトガ、時局下完全ナル対策デアルカ」と述べている。<sup>55)</sup>また直接教育の問題ではないが、「国民服」推奨に関して、百億円の衣服の死蔵がある「自分ノ着物ヲ仕舞ウテ置イテ国民服ヲ捨ヘル」というのは矛盾だと指摘している。また同府会で石田吉左衛門（伏見）は、桃山高女、三中改築について、「時局ノタメ延期ニナツタ」が見通しあはどうかとただし、さらに「女生徒ノ体育ニ関スル件」で「競技トカ

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

何トカ当節女子ニ強烈ナ運動ヲ学校デ授ケテキマス。衛生上障害ヲ来ス運動モヤラセテキル。無理な運動はかえって障害を来すので、留意すべきだと述べている。

昭和18年（1943）の府会では、まず11月22日の開会式は「皇居遙拝、国歌齊唱、戦病死将兵ノ英靈ニ対スル感謝、皇軍長久並ニ大東亜戦争完遂祈念、郷土部隊ニ対スル感謝文決議」が行われた。雪沢知事は教育関係予算について要旨つきの説明を行った。中等学校の学級増加、府立峰山工業学校の紡織科廃止、機械科新設、農林学校の学級増加を述べ、「決戦下学徒ニ課セラレタル重責ニ鑑ミ、学校ヨリ營門ヘノ決戦態勢ヲ強化スルタメ、中等学校高学年ニ、戦技訓練、特技訓練、防空訓練、救急看護訓練ヲ実施スルト共ニ、学徒戦時動員体制ノ整備ヲ図リ、……マタ生産増強ノ一翼トシテ公私立中等学校、青年学校及ビ国民学校生徒児童ヲ以テ、未墾地五十町歩ヲ以テ、決戦報国農場トシテ開墾シ、甘藷ノ栽培ニヨリ、食糧増産ニ寄与セシムル」必要経費を計上したと説明している。

この知事提案に対し、荒賀勝平は「教育ノ充実ニツキ」質問を行っている。  
①桃山高女の移転問題の進捗状況をただし、②私学補助金の増額を要求し、公私一体、公立への移管により入学難の緩和と教育の機会均等のために移管を考えないか、③奥丹三郡に中等教育機関が不足している、そのため網野中学校新設案が「政府ノ国内態勢強化方策ノ一環ト致シマシテ、教育ニ関スル非常措置方策ニ依リマシテ……コノ案ガ予算上カラ抹殺サレテシマツタ」のは「如何ニシテモ遺憾至極ニ存ジマス。……非常措置緩和ノ暁ニハ、本案ノ実現ヲ期セラレルカ」。④府立中学、女学校、実業学校の「營繕ノ問題、進行遅々タル非難ノ声ガアル。大イニ憂慮シテキル。状況ヲ明ラカニセヨ」。

昭和19年（1944）7月の臨時府会では、国難突破決議の可決のあと、「疎開ニ関スル経費」622万円、「防空非常警備体制ノ強化ニ関スル経費」509万円と、「本庄漁港修築ニ関スル経費」15万円が可決されているほか、教育問題での討論は行われていない。同年10月の臨時府会でも、伏見港修築、耕地改良事業、旱害応急施設などの経費の可決だけで終っている。

昭和19年（1944）通常府会（19年11月28日開会）では、昭和20年度歳出入予

算案（一般歳入歳出5000万964円）が提出され、教育関係に関し、知事は、府立戦時少年航空訓練所設置計画を提案しているだけで、「決戦下」教育条件の整備など論外だったと思われる。この年3月には、政府は学徒勤労動員の通年実施を決定したが、学徒勤労動員の進行状況に関し、この府会で、中川喜久<sup>50)</sup>（下京）は動員工場では欠勤の多いことに対して「憤激精神昂揚と生産協力隣組新設」を提案し、学徒動員について、学校、工場、学徒の間の連絡を緊密にすること、学徒の生産意欲を減殺する法的規制をやめよ、また動員学徒の適正配置を工夫せよと、動員の有効な成果を求めている。小川半次（左京）議員は、開戦の日（昭和18年〔1943〕12月8日）に英語の試験を実施した「先生」がいたが、これは時局認識の弱さだと発言している。このような戦争政策に沿う「時局便乗」的発言があるなかで、この府会で、荒賀勝平は、城南高女、向陽工業学校の建築が、時局のため繰延べになって、明年度の継続事業にされていないのは問題であると述べている。

「決戦体制」下最後の府会は、昭和20年（1945）7月の臨時府会であるが、建物疎開6356万円、本土防空193万円、消防機構拡充費123万円を可決して終っている。

以上この項では、昭和16年（1941）から20年（1945）に至る太平洋戦争下の府議会での、教育をめぐる論議をみてきた。まえにもふれたように、この「決戦体制」下、教育一切を戦争に順応させる教育政策と教育行政が、政府・文部省一知事・学務部長一学校・校長の系列で命令的にすすめられた。しかしこの時期の府会での論議をみてみると、狂信的、軍国主義的発言は、ほとんどみられない。知事や府当局からは、「決戦体制」に即応する教育施設や経費が提案され、もちろんそれらは可決されているが、議員側の質問や問題のとらえ方（昭和14年〔1939〕選挙による当選者は政友、民政が過半をしめ、他に無産党3名や中立派などであることは前に表示した。昭和15年（1940）には民政党を最後に全政党は解党し、10月大政翼賛会が発会し、戦争政治体制が確立した）、特に教育委員長も経験した荒賀勝平の視点は、終始、学校施設の増強、改善、学級増設、私学助成の拡大など、教育の機会均等拡大のための質問を集中している。戦争によって教育施設の改善が圧迫されることを指摘し、敗戦間近い、最

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

も諸条件の悪い時期でも、教育条件の整備について発言している。もちろんさきに紹介したような議員の時局追隨発言もあるが、全体として積極的に、戦争教育体制の推進を求める発言は議員の側からはみられなかつたといえよう。

戦時下、各年の府議会開会にあたつて、戦争完遂と郷土部隊への感謝決議を行つており、議会あげて戦争政策にしたがつてゐる。しかし具体的な教育予算の検討では、「決戦体制」下においても、教育条件の悪化または改善されないのを問題として指摘している。府会の審議は具体的な経費(予算)にかかわつてであるから、声高なイデオロギー的発言になりにくくという性質を持つからである。同時に府会議員=地方議員は、保守、革新を問はず、府民=地域住民の具体的要求（ここでは教育要求）を陰に陽に受けとめざるをえなかつたからであると思われる。「決戦体制」下といえど（少年兵などへの強要はあったが）、国民の中等教育の要求は否定さるべきでなく、入学難の解消、中等教育機関の拡大を絶えず、府議会として主張しなければならぬ必然性はあったといえよう。

敗戦直後の昭和21年12月の通常府会で、教育関係のつぎの希望条件が、第二読会でまとめられている。1. 教職員の待遇改善をはかり、共済福利施設の実現につとめよ。2. 府立中等学校の増設拡張につとめ、私立中等学校を助成し、志願者全部を収容しうるよう、元軍用建物の利用による中等学校の増設を望む。3. 網野中学校をすみやかに実現せよ。4. 向陽工業学校は農工学校に改編されたい。5. 復員者、帰還者に万全の救済法を講ぜよ。これらの希望条件は少しも唐突ではない。昭和期全体、戦時期、決戦期をふくめて、一貫した府会での論議の延長線として理解することができる。

## IV 結び—府議会教育論議の歴史的意味

昭和2年（1927）から20年（1945）まで、昭和戦前期における京都府議会における教育問題にかかる論議を『京都府議会々議録』によってみてきた。この間の教育関係の主要論議を、中等学校入学難問題、無産党議員の教育論議、私学補助問題、夜間中学設置問題、師範学校一部二部問題、そして太平洋戦争下の議会論議の、6つの柱に整理してとりあげた。これらの6つの項目内容を通してみられる地方議会の教育論議の性格とその歴史的意味を整理して考えて

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

おきたい。

戦前日本の政治、行政の構造は徹底した中央集権、官僚的国家支配の政治体制であり、本来の地方自治はなかったといえる。地方政治・行政機構は、官選知事を通して国家支配目的に国民を組織動員する体制であったことは、明治以来一貫していたといえよう。当然ながら教育自治はありえなく、より一層国家主義、命令主義の教育体制であった。府県、市町村とも教育事業は「国の事務」として一般行政官僚の支配の下に執行するものとしての性格をもたされた。文部省一知事、府県学務部長一視学一校長というラインで、國家の教育としてすすめられた。戦時体制の下におかれた昭和戦前期は一層その性格をつよめた。

こうした教育行政構造のなかで、府県議会ではいかに教育論議を展開したのか、或はなし得たのかを、明らかにしたいというのが、本稿の目標である。府県議会でとりあげられる教育関係事項は、主として府県が設置主体とされている中等教育機関にかかわる問題である。時期を昭和戦前期にかぎって、京都府議会の場合を検討してきた。

1. 中等学校入学難問題　　学校格差による特定校への志願者集中という問題もあるが、住民の中等教育要求に、不充分な対応しかできない府の対策や、政府の入試方法の改革によって、対応しようとすることに対して、議会側は一貫して学校新設、学級の増加要求、施設充実を要求した。受験準備教育が児童の身心を傷つけているとして否定し、進学競争主義や能力主義に批判をしている。そして学校格差をつくらないための私学助成も徹底して要求した。機会均等の視点が堅持されていることがわかる。

2. 無産党議員の教育論議　　入学難・入試問題に対する見方は、中等教育を労働者階級に無縁なものとして、教育問題よりも生活救済に直結する社会事業拡大を中心の論点をおいている。同時に学科試験廃止の入試改革には、無産階級の自覚をおさえ、知育を軽視する問題をもつとしている。

3. 私学助成問題　　公私学校格差をつくらないために一貫して私立学校への補助の増額を要求している。さらに公立への移管を主張している。

4. 夜間中学設置問題　　中等教育の機会均等の拡大という視角で早く無産

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

党議員が夜間中学の開設を要求したが、入学難問題と関連して、議会全体の要求になっていった。

5. 師範学校一部二部問題 師範学校経費負担を軽減するという点からの二部重点の方策に対し、一部は無産者層子弟の中等教育機関の意味をもつとして、一、二部の縮小拡大問題についての議会の論議であった。

6. 「決戦体制」下の教育論議 進行する学校教育軍事化に対して、あくまでも、教育条件の整備、充実を要求していることが論議の特徴であるといえる。

以上各項目ごとに論議の特徴を再度整理した。昭和戦前期、「十五年戦争」下、「戦時期」「決戦期」で、学校教育が一切戦争に組みこまれ、軍事化、戦力化の政策が進められているにかかわらず、府議会では、議員の政党政派の相違をこえて、中等教育の教育条件の充実・拡大を敗戦の時に至るまで主張したということを知ることができる。いくつかの時局迎合的見解の表明はあるが、議会全体として戦争のため、戦力化のために、学校教育が使われてもやむをえない、或は進んで学校教育を戦力化せよというような見解はどこにもみられなかつたといえよう。

これまでの戦時下の教育把握について、教育政策、教育行政により学校現場もあげて、好戦イデオロギーの下に圧服させられ、戦争教育が一路すすめられたという見解が圧倒的である。もちろんそれらに抵抗する教育運動も明らかにされているが、府県議会というサイドで、戦時下どのような教育観があり、どのような論議が展開されたか、あまり検討されてきていないので、小文はその点をとりあげたわけである。戦時下、「決戦体制」下といえども、地域住民の教育要求を反映している教育論議といえよう。(1988.1.18)

### (注)

- 1) 戦前の入学試験制度改革問題については、増田幸一他『入学試験制度史研究』、細金恒男「高校入試改革と総合選抜制一戦前と戦後をとおしてー」、『国民教育』59号('84.1)、同「昭和戦前期における中等学校の学区制をめぐる問題」、『国民教育』60号('84.4) その他がある。
- 2) 国立教育研究所編集、発行『日本近代教育百年史』5「学校教育」(3)、192ページ。
- 3) 同上書、156ページ。

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

- 4) 各年の改正内容は、同上『日本近代教育百年史』5「学校教育」(3)による。
- 5) これらの改革の背景には、過度の準備教育が「国民教育」をゆがめ、児童の心身に悪影響を及ぼすという共通の認識があった。戦後の今日の受験競争を肯定し、学力競争に拍車を加えている進学塾の乱立が象徴している状況と対比される。
- 6) 『日本近代教育百年史』2「教育政策」(2)、138ページ。
- 7) 昭和17年（1942）に各府県立師範学校は官立に移管され、専門学校に昇格した。
- 8) 大正7年（1918）の市町村義務教育費国庫負担法により、義務教育費定額制度が成立し、昭和15年（1940）より定率負担制度になり、一定程度国庫が支出された。中等教育経費に関しては、大正9年（1920）に、公立学校職員年功加俸国庫補助法により、国庫補助金が支出された。また実業教育費国庫補助法による補助金の支出もあったが、府県の中等教育費、教育財政はたえず圧迫された。
- 9) 吉岡健次『日本地方財政史』
- 10) 三上昭彦「教育行政の機構と機能」、『講座日本の教育』10、第3章。
- 11) 京都府議会事務局編『京都府議会史』昭和時代。
- 12) 府財政は、市部経済（財政）、郡部経済、市部郡部連帯経済とよばれる三者でもって構成されていた。
- 13) 予算資料は『京都府議会史』昭和時代資料による。
- 14) 藤田時夫『日本地方財政の歴史と課題』、前掲、吉岡健次『日本地方財政史』(1981)等による。
- 15) 吉岡健次、前掲書、39ページ。
- 16) 同上書、34ページ。
- 17) 前掲『京都府議会史』昭和時代資料による。
- 18) この節においてとりあげた議員、知事等の発言は、すべて各年『京都府議会会議録』によるので、いちいち注記しないでおく。なお『京都府議会会議録』は、京都府立資料館、京都府議会図書館に所蔵されているものによった。
- 19) 鈴木吉之助 明治21年（1888）生。扇骨問屋経営、市立一商、日大商科卒。京都お伽俱楽部設立、青少年教育に尽す。大正2年～昭和11年京都市会議員。大正4年以降府議、市部政友派として活躍。昭和3年以降衆議院議員。  
　　京都府会事務局編『京都府議会歴代議員録』（昭和36年刊）により、以下それぞれの略歴を紹介しておく。
- 20) 後藤竜太郎 明治11年（1878）生。中郡出身。昭和2年京都電気工業株式会社設立以来実業界で活動。大正12年以降府会議員。当初憲政会、のち中立に終始。市会議員としても活躍。昭和3年府会教育委員。
- 21) 田中 新七 明治5年（1872）生。大正6年以降市会当選。大正12年～昭和6年府会議員。土木問題で活躍、はじめ憲政会、のち政友会に所属。
- 22) 池本甚四郎 明治23年（1890）生。父も府議。大正2年山口高商卒。小倉村村長後、昭和2年民政系として府議當選。昭和8年府会議長。あらゆる機会に論陣を張った

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

- が、とりわけ城南高女校の設立を力説した。昭和11年以降衆議院議員連続3期当選。
- 23) 田中祐四郎 明治元年（1868）上鳥羽村生。明治35年上鳥羽村長。明治27年より昭和5年まで府議在任、府会議長。昭和3年民政党支部幹事長。山城治水問題で活動した。
- 24) 江羅直三郎 明治8年（1875）生。哲学館卒後明治40年京華日報社記者。府政記者として第一、第二護憲運動に参加。明治43年市会当選以後昭和12年まで5選。大正4年府会当選。大正12年（憲政会）、昭和2年（無所属）、昭和6、10年（政友）と5期府議。府会議長。昭和12年衆議院議員当選。
- 25) 坪田 光蔵 明治26年（1893）生。京都市役所勤務後、実業界で活躍。昭和6年～22年府議。昭和8年～16年京都市議。はじめ政友会に入り、のち民政党に所属、昭和6年京都民政会創設会長となる。
- 26) 津司市太郎 明治27年（1894）下京区生れ。府立医専卒後、大正11年開業。昭和2年より社会運動に従事し、社会民衆党中央委員、府連書記長、全国労農大衆党、社会大衆党中央委員など歴任。昭和6年労農大衆党公認で府会当選、10年改選で落選したが11年7月繰上当選。無産政党の立場から府政批判を行う。昭和12年5月市会にも選出。
- 27) 荒賀 勝平 明治27年（1894）加佐郡生れ。関大卒後大正12年弁護士試験合格、大正13年より京都で弁護士として活動。昭和6年～22年府会議員在任。昭和14年府会教育委員長。昭和3年いろいろ民政党員として活動。
- 28) 菅沼 俊雄 明治19年（1896）南桑田郡生れ。上京区悉皆業松屋太七合名会社代表者。昭和12年～14年府議在任。
- 29) 千原 清 明治18年（1885）加佐郡生れ。府立農学校卒、農事試験場技手を経て、大正12年立命館大専門部卒、京洛土地会社取締役など。昭和10年～22年府議在任、昭和10年民政党に入る。府会教育、内政委員長など歴任。教育行政には特に深い関心を示した。
- 30) 舞鶴の特殊事情とは、舞鶴が昭和14年に海軍要港部から鎮守府に昇格され、軍港都市として都市人口が膨張したことにより、中等教育機関の拡大が必要となった。
- 31) 中川源一郎 明治25年（1892）葛野郡花園村大地主の家に生れる。市立二商卒後、京大地質鉱物教室嘱託として調査に従事後、実業界で活動。昭和2年下京区より府議当選。戦後27年まで在任。京都市議も昭和4年以降在任。戦後衆議院議員。
- 32) 小川 半次 明治42年（1909）生れ。昭和7年立命館大法科卒、同年民政党に入り、昭和11年市会議員選出、3選。昭和14年府会議員当選。戦後衆議院議員。
- 33) 木下善一郎 明治29年（1896）生れ。大正7年大阪高等工業学校醸造科卒、官吏を経て昭和初年帰郷。昭和14年～21年府議在任。政友会に所属。
- 34) 教育関係12件はつぎのとおりである。1) 府立女子専門学校図書館新設ニ関スル件、2) 城南ニ府立高等女学校設置ノ儀ニ関スル件、3) 城南ニ府立高等女学校設置ニ伴フ敷地寄附ノ儀ニ関スル件、4) 峰山高等（実科）女学校ヲ府立移管ノ上高等女学校ニ組織変更ノ件、5) 府立工業学校学級数増加ニ関スル件、6) 府立工業学校応用化学科増

## 昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

- 設ノ件、7) 府立聾学校移転改築ノ件、8) 京都府教育史編纂ニ関スル件、9) 初等教育界ニ人材招致ノ趣意ノ件、10) トラホーム診療所施設改良方ノ件、11) 市内融和事業関係地区改良ノ件、12) 府立河守農蚕学校男子部一部昇格ノ件。
- 35) 神田 兵三 明治32年(1899)上京区で生る。25歳まで創作に従事。大正12年の奥村電機争議を機に奥村甚之助らを知り、日本労働総同盟京都連合会に加わる。さらに無産政党運動に移り、労働農民党京滋支部を組織、書記、執行委員を経て昭和2年12月書記長。昭和4年水谷長三郎と労働大衆党をつくり、ついで全国大衆党に加盟。昭和2年～6年府会議員、昭和4年～8年京都市議。昭和6年高畠素之門下の国家社会主義同盟に参加。昭和9年頃東京に移る。
- 36) 渡部徹編著『京都地方労働運動史』459—460ページ。
- 37) 大原社研『日本労働年鑑』(昭和7年)による。
- 38) 前掲『京都地方労働運動史』985ページ。
- 39) 同上『京都地方労働運動史』、1462ページ。
- 40) 高等小学校を含めた中学校、高等女学校、実業学校など中等学校への進学率(当該年齢人口のうちの在学者の占める割合)は、大正14年(1925)32.3% (男39.6; 女24.9)、昭和5年(1930)36.1% (男42.9; 女29.2)である(文部省『日本の成長と教育』昭和37年刊)。
- 41) 『京都府百年の年表』五 教育編、138ページ。
- 42) 『京都府百年の年表』五 教育編、168ページ。
- 43) 『京都府議会会議録』(昭和2年)。
- 44) 日出新聞、昭和2年10月12日、前掲『京都府百年の年表』五 教育編所収。
- 45) 大槻健『学校と民衆の歴史』29ページ。
- 46) 前掲『京都地方労働運動史』、1462ページ。
- 47) 前掲『日本近代教育百年史』5「学校教育」(3)。
- 48) 横田 大助 明治24年(1891)生れ。独学で歯科医師試験に合格し、大正6年開業、昭和6年京都歯科医師会長。昭和2年～11年府会議員在任。府会教育委員長をつとめる。
- 49) 『京都府統計書』による。
- 50) 前掲『京都府百年の資料』五 教育編、751ページ。
- 51) 岩本 義徳 明治27年(1894)奈良県生れ。大正8年新愛知新聞社京都支局長、後京都実業界で活躍。大正14年以後京都市議4期、昭和6年以来戦後まで府議6選。
- 52) これは昭和8年(1933)11月、プロレタリヤ科学同盟問題で検挙された事件を意味している。京都民報社編『近代京都のあゆみ』(1986年刊)所収、拙稿「新興教育運動」参照。
- 53) 大槻健、前掲書、273ページ他。
- 54) 藤田 敬治 明治34年(1901)生れ。立命館大学専門部卒。大正11年弁護士開業。昭和11年繰上府議當選。昭和14～22年府議在任。財政問題を得意とした。

昭和戦前期、府県議会における教育論議（奥田）

- 55) 石田吉左衛門 明治3年(1870)生れ。絵具商。明治38年深草村長、大正14年深草町長。大正6年～昭和19年府議在任、昭和6年以後4期京都市議。民政党所属。
- 56) 中川 喜久 明治30年(1897)石川県生れ。税務署勤務後、京都市立職業紹介所長。昭和4年京都市議後3選。昭和10～22年府議在任。